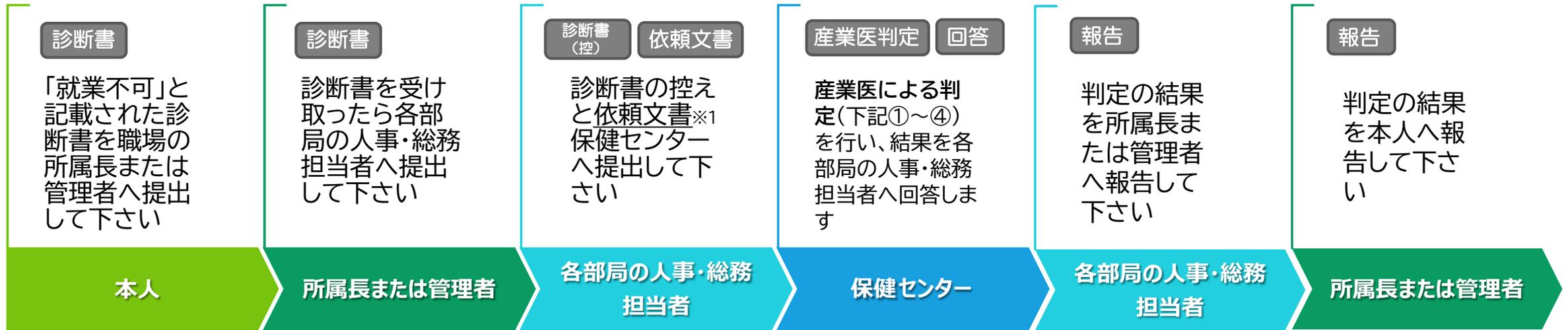


2週間以上のお休みが必要となったら (診断書提出～判定の通知まで)



【産業医による判定】

判定①職場復帰支援プログラム※2該当(復職可能診断書「必要」、復職前面談「必要」)

判定②プログラム非該当(復職可能診断書「必要」、復職前面談「必要」)

判定③プログラム非該当(復職可能診断書「不要」、復職前面談「必要」)

判定④プログラム非該当(復職可能診断書「不要」、復職前面談「不要」)

※1 依頼文書:「指導区分及び長崎大学職場復帰支援プログラムの決定について(依頼)」は[こちら](#)

※2 「長崎大学職場復帰支援プログラム」については[こちら](#)



復職の目途が立ったら

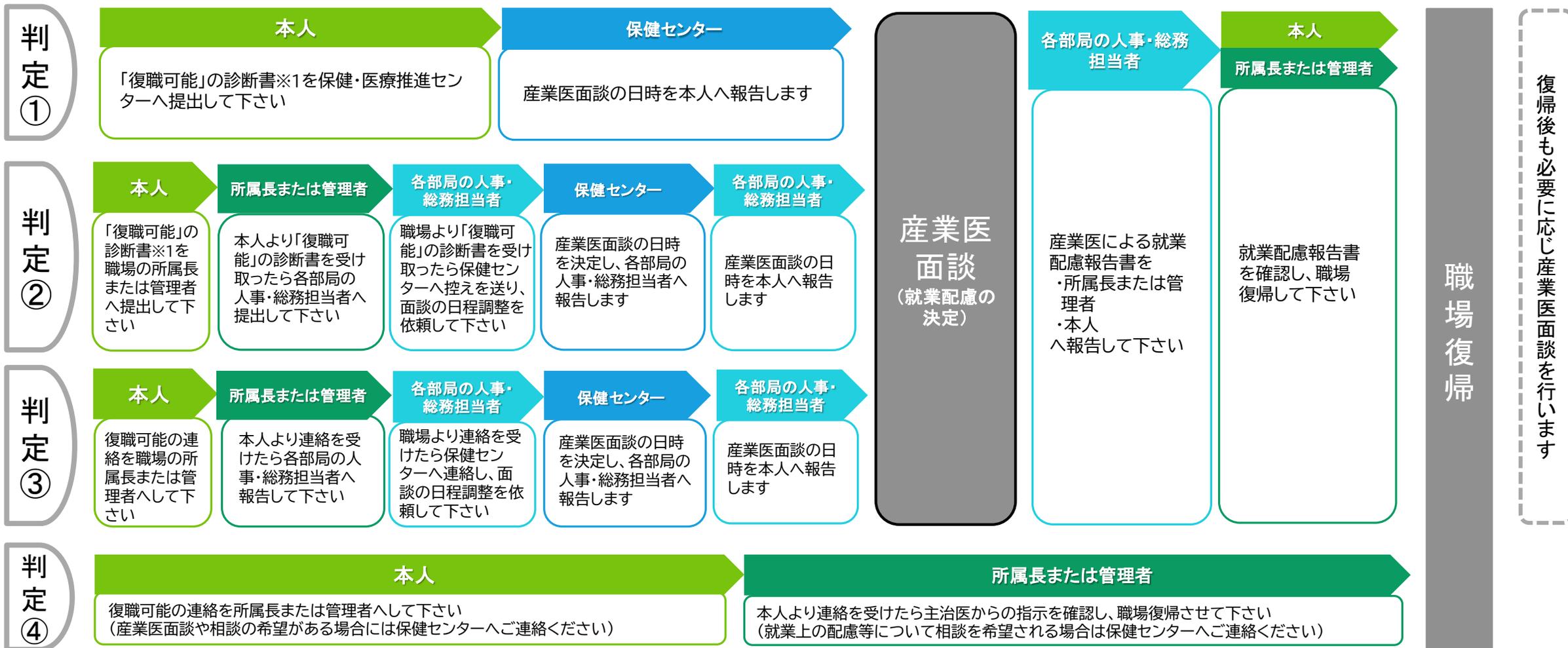
【産業医による判定】

判定①職場復帰支援プログラム該当(復職可能診断書「必要」、復職前面談「必要」)

判定②プログラム非該当(復職可能診断書「必要」、復職前面談「必要」)

判定③プログラム非該当(復職可能診断書「不要」、復職前面談「必要」)

判定④プログラム非該当(復職可能診断書「不要」、復職前面談「不要」)



※1「復職可能」の診断書について: 産業医による判定①、②の方は復職予定日の概ね2週間前までに提出してください。また職場復帰にあたり配慮が必要な場合、その内容についても記載してもらってください。